

## 区域外就学・指定学校変更の許可基準

この基準は、尾張旭市教育委員会が学校教育法施行令第8条及び第9条の規定に基づき、区域外の就学及び指定学校の変更の許可をすることができる範囲を定める。

	許 可 基 準	許可期間	申請書類等
1	保護者の就労等により、指定学校へ就学すると留守家庭児童となるため、保護者の勤務地又は保護者に代わる者（祖父母等）の居宅のある学区の学校に就学する場合	学年末まで	指定学校変更申請書 ・留守家庭になる事情が明らかとなる書類（勤務先の就業証明書等）
2	住所を移転する場合で、次の理由により引き続き従前の学校に就学する場合 (1) 小学校6年生又は中学校3年生が住所を移転するとき (2) 1学期始業式以後に住所を移転する場合で、引き続き従前の学校に就学するとき (3) 居宅の建替えのため、一時的に学区外へ住所を移転する場合で、引き続き従前の学校に就学するとき	(1) 卒業まで  (2) 学年末まで  (3) 居宅の引き渡し時期まで	区域外就学申請書 指定学校変更申請書 ・(3)の理由によるときは、建替えであることが明らかとなる書類（建築申請、契約書等）
3	住所の移転が確定していて、その時期が学期の途中となる場合で、当該学期の当初から移転先の学校に就学するとき	学期当初から移転予定日まで	区域外就学申請書 指定学校変更申請書 ・転居が確実に進むことが明らかとなる書類（建築申請、契約書等）
4	通学区域変更前の通学区域の学校に就学を希望するとき	卒業まで	指定学校変更申請書
5	その他、教育委員会が特別の事情があると認める場合（いじめや不登校等の教育的配慮が必要な場合など）	（事情に応じて判断）	区域外就学申請書 指定学校変更申請書 その他、事情に応じた書類